

新篠津村商工会が一体となって小規模事業者を応援します！

令和8年度「小規模事業者対策補助金」の募集について

①経営持続化対策枠

②ゼロカーボン・暑さ対策枠

◆事業概要

村内の小規模事業者が商工会の指導のもと、事業の継続・アフターコロナ対策として売上回復を目的とした事業。または二酸化炭素排出量の削減や暑さ対策・熱中症対策を目的とした事業のために必要な取組に要する経費の2/3を補助します。

但し、村内の店舗及び事務所・村内従業員対策に係る経費分が補助対象。

※令和8年度は「小規模事業者対策補助金」と「ゼロカーボン・暑さ対策補助金」が一本化されました。

◆補助上限額：50万円（その他に商工会からの助成制度あり）

（補助金に限りがありますので、予算を上回る応募の場合は補助金を按分いたします）

◆対象事業所（小規模事業者）

製造業、その他の業種	常時使用する従業員の数	20人以下
卸売業、小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下

◆公募期間

【申請開始】令和8年6月15日（月）

【申請締切】令和8年7月14日（火）17時30分まで

◆補助対象となり得る取組事例のイメージ

- ・販売促進用チラシの作成・配布
- ・商談会・展示会への出展
- ・店舗改装（陳列レイアウト改良を含む）※不動産取得は不可
- ・ネット販売システムの構築
- ・再エネ・省エネ設備の導入
- ・エアコン及びスポットクーラーの導入
- ・作業効率の向上及び安全確保のための消耗品及び備品 など

※詳細については、新篠津村商工会までお問い合わせください。

新篠津村商工会

石狩郡新篠津村第46線北12番地 Tel：0126-57-2231

（申請にあたっては商工会と一体となって作成する事業計画書が必ず必要です）